

きずな通信

2020.5月 No.182

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

現在発表されている新型コロナウィルスに関する助成金や保険料の猶予案内

◎雇用調整助成金

※5/12 現在厚生労働省管轄におけるもの

営業短縮や休業を行い、休業手当を支給した場合、休業手当の補てん（今のところ上限額1日/8,330円）

※当事務所で手続きをさせていただく場合は、3万～5万の手数料をいただいております。

◎厚生年金保険料等の納付猶予、労働保険料の納付猶予

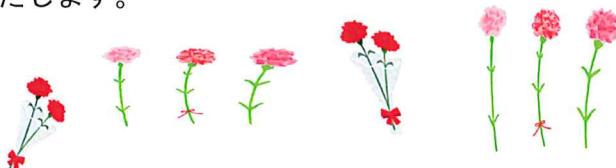
令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、

事業に係る収入が前年同月に比べて20%以上減少している場合、納付期間が1年間猶予

このコロナウィルスを
皆で乗り越えていき
ましょう！！

雇用保険料についてのお知らせ

65歳以上の方は今まで雇用保険料が免除でしたが、令和2年4月分より65歳以上の方も雇用保険料が発生いたします。忘れずに控除をよろしくお願ひいたします。



事務組合きずなの皆様へ

■賃金台帳を送ってください。

現在、労働保険料（平成31年度の確定）の計算をしてお

ります。労働保険料は、従業員に支払った賃金額で算出いたしますので、令和元年度の賃金一覧を未送付の事業所様は、当事務所までよろしくお願ひいたします。 早々にご対応いただいている事業所様は、ご協力ありがとうございます。また、労働保険料の計算出来次第、順次各事業所様へ納入通知書をお送りしております。6月30日までの納付とさせていただきましたが、新型コロナウィルスの影響により、国への納付期限が延長されたため、当事務組合も7月31日納付締切とさせていただきます。

※2期分の納付締切は、今のところ変更ありません。（10月31日納付締切）

※また今回の新型コロナウィルスの影響により納付が難しい事業所様は、ご連絡ください



この時期に集中する【労働保険料年度更新の手続き】【社会保険の算定】に加え本年は、新型コロナウィルスによる【雇用調整助成金】手続きもあり、事務所フル稼働で対応させていただいております。

特に【雇用調整助成金】のお問合せは毎日いただいている状況です。

新型コロナウィルスの影響により業務縮小をされている事業所様や、休業を余儀なくされている事業所様は、雇用維持のために奮闘されていることと思います。

ご不明な点がございましたら、ご相談だけでも受け付けておりますので、ご連絡ください。